

よくある質問
～騒音・振動関係の届出について～

Q 1 : 届出はいつまでに提出すればいいですか。

A 1 : 特定施設を設置（又は数の変更）する工事着手の 30 日前までに提出してください。

Q 2 : すでに特定施設を設置している工場・事業場に、特定施設を追加で設置しようと考えていますが、どの届出を提出すればいいですか。

A 2 : 騒音規制法第 8 条の「特定施設の種類ごとの数変更届出書」、振動規制法第 8 条の「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書」を提出してください。ただし、特定施設の数が増加する場合など、届出が不要な場合もありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

Q 3 : パッケージ型エアコンを設置します。室外機に定格出力が 5.5kW の原動機が 2 つありますが、岡山市環境保全条例の特定施設（原動機の定格出力が 7.5kW 以上の冷凍機）に該当しますか。

A 3 : 原動機個別に判断するため、上記の機器は特定施設に該当せず規制基準は適用されませんが、苦情の未然防止のため、敷地境界付近に設置しないなど設置場所等に配慮してください。

Q 4 : 原動機の定格出力が 7.5kW のコンプレッサーは、騒音規制法・振動規制法のどちらに該当しますか。

A 4 : 両法に該当します（騒音規制法：空気圧縮機 振動規制法：圧縮機 に該当）ので、設置する場合には両法の届出が必要です。

Q 5 : 本社が遠隔地にあるため、届出者を支店長（又は工場長）にしたいのですが。

A 5 : 届出者を支店長（又は工場長）にすることは差し支えありませんが、施設の設置や廃止について権限を有する方としてください。また、支店長（又は工場長）を代表者とする場合、当該法人の代表者（通常は代表取締役）の方からの委任状を作成し、届出に添付してください。

なお、人事異動等により支店長（又は工場長）が変更となる場合には、その都度、名称等変更届の提出が必要です。

捺印は支店長印等を使用してください。（個人印での届出は不可です。）

Q 6 : 騒音規制法の特定施設である 7.5kW の送風機と岡山市環境保全条例の特定施設である 7.5kW の冷凍機を設置する計画があります。法と条例それぞれで届出の提出が必要ですか。

A 6 : 法律と条例の特定施設の両方を設置する場合、法律の届出を提出してください。条例の届出は提出不要です。

Q 7 : 土地の用途地域がわかりません。

A 7 : 岡山市都市計画情報システム

http://oup2.city.okayama.jp/asp/ward_search.aspx?type=Name
から検索してください。

[問い合わせ先]

〒700-8554 岡山市北区大供 1 丁目 2 番 3 号
岡山市環境局環境部環境保全課大気騒音係
TEL 086-803-1280